

機本第 1 2 0 号 (HXZ)

平成 2 1 年 5 月 1 3 日

理 事 長 殿

監 事

平成 2 1 事業年度監事監査計画について

標記について、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則(平成 1 4 年駐労規第 2 7 号)第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

以 上

添 付 書 類 : 別 紙

写し送り先 : 理事

各部長

各支部長

平成 2 1 事業年度監事監査計画

1 監査方針

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）における業務の合法的、合理的、経済的かつ能率的な運営を確保するという観点に立ち、4に掲げる事項を重点に監査し、機構の目的の達成に寄与する。

2 監査区分

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則（平成14年駐労規第27号）第2条の規定に基づき、業務監査及び会計監査を実施する。

3 対象期間

原則として平成21事業年度

4 重点事項

- (1) 機構の役員（監事を除く。）の業務執行
- (2) 機構の目的に沿った合規性、正確性及び効率性のある業務実施
- (3) 独立行政法人会計基準による会計経理及び随意契約の適正化を含めた入札・契約の実施状況
- (4) 保有資産の状況
- (5) 給与水準の状況
- (6) 内部統制の状況

5 実施要領

監事監査は、本部及び支部において実施するとともに、内部監査部門（評価・監査役）の監査結果を活用することとする。

6 被監査部署及び実施時期

- (1) 本部： 6月中旬
12月上旬
- (2) 座間支部： 8月下旬
- (3) 富士支部： 8月下旬
- (4) 岩国支部： 9月上旬
- (5) 横須賀支部： 11月中旬
- (6) 沖縄支部： 1月下旬

監事の都合等により、実施時期に変更が生じる場合がある。

7 監査補助者

評価・監査役及び評価・監査役付の職員

8 その他

監査の実施上、必要な事項については、被監査部署以外の支部等に対して、資料の提出を求める場合がある。

以上